

■ 加盟店申請の必要書類

◇ お申込みの際の必要書類

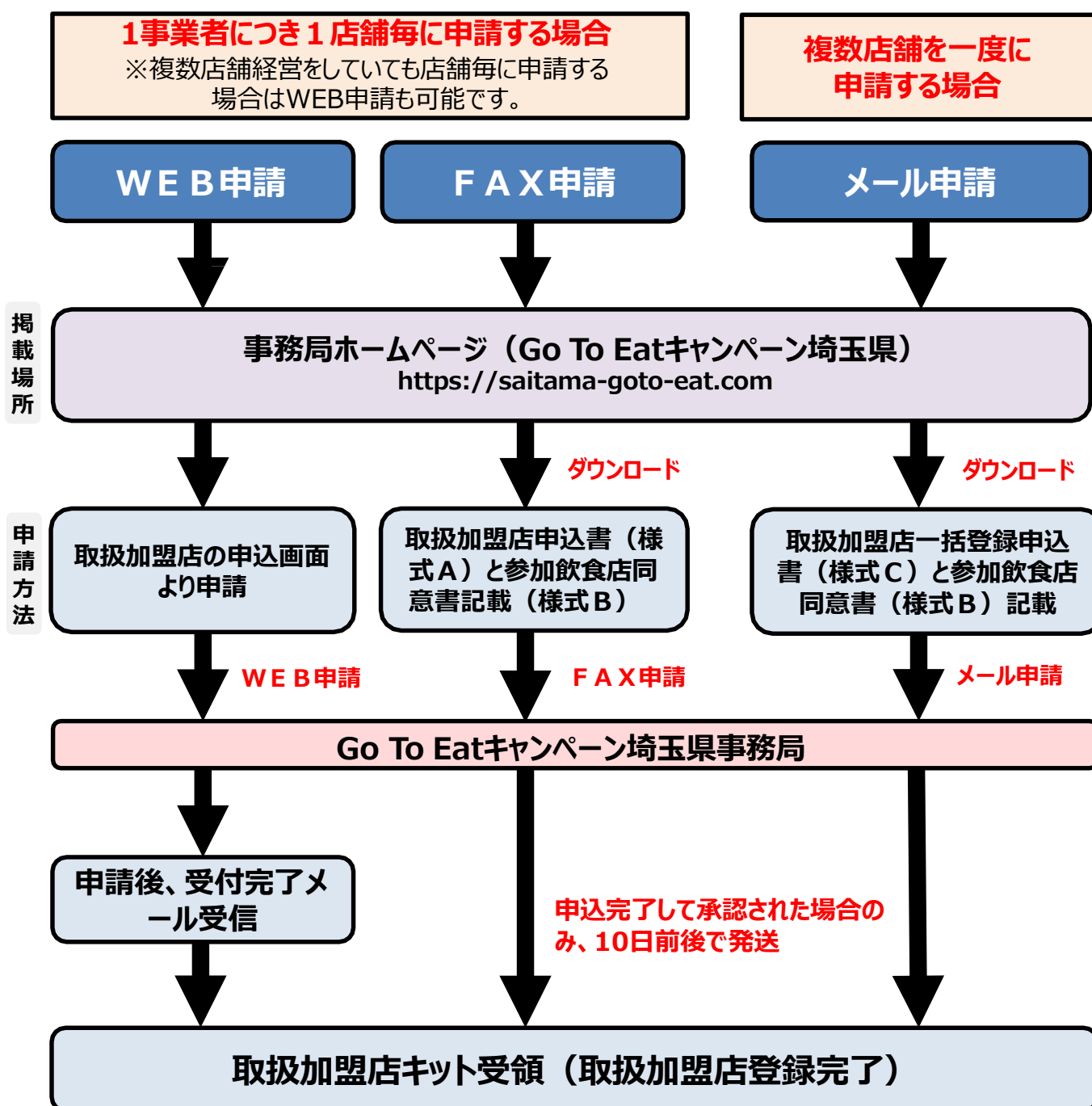
- 1、取扱加盟店申込書（様式A）または取扱加盟店一括登録申込書（様式C）
- 2、参加飲食店同意書（様式B）

※事務局ホームページでダウンロード可能です。

◇お申込み前に以下の取り組みをお願いします。（取扱加盟店募集要項記載）

- ① 外食業の事業継続のためのガイドラインに基づいた新型コロナウイルス感染症予防の取組
- ② 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を実施し、店頭に掲示すること
- ③ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードの発行を受け、導入すること

❖ 取扱加盟店申込の流れ



3.加盟店の管理及び連絡業務

2021年8月 食事券利用期間再延長のお知らせ（メール）

2021 年 8 月吉日

Go To Eat キャンペーン
取扱加盟店 各位

Go To Eat キャンペーン埼玉県事務局

食事券利用期間再延長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は本キャンペーン及び当事務局にご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、既に公式ホームページ及びメールアドレスをご登録いただいている加盟店の皆様にはメールにてご案内しておりますが(公式ホームページでは最新の情報を更新しておりますので、定期的にご確認ください)、新型コロナウイルスの感染拡大が依然続いており、食事券の販売再開の目途が立たないこと、及び食事券利用自粛要請が続いていることから、利用期間を現在の令和 3 年 9 月 30 日(木)から令和 3 年 12 月 15 日(水)まで延長することとなりました。食事券には利用期間を令和 3 年 3 月 31(水)までと記載しておりますが、令和 3 年 12 月 15 日(水)までご利用いただくことができます。尚、新しい加盟店キットにつきましては、9 月 30 日までにお送りさせていただきますので、ご承知おきください。

また併せまして、店舗にて従業員様又はお客様から、新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、お手数ですが当事務局まで速やかにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

3.加盟店の管理及び連絡業務

2021年10月 Go To Eat キャンペーン再開について（ハガキ）

Go To Eat キャンペーン取扱加盟店 各位

Go To Eat キャンペーン再開について

埼玉県 Go To Eat キャンペーンでは、プレミアム付き食事券のご利用を極力控えていただくようお願いして参りましたが、この度の緊急事態宣言解除及び新型コロナウイルスの県内感染状況を踏まえ、ご利用自粛要請を解除することとなりました。スケジュールは次の通りです。

2021年10月25日～ 販売済食事券利用再開

2021年11月4日～ 食事券受付・販売再開

2021年12月15日 食事券利用終了

ただし、今回の利用自粛要請解除の対象加盟店様は、**【彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）】**の認証を受けている加盟店様とさせていただきます。

まだ認証を受けていない加盟店様は埼玉県のホームページよりお手続きください。認証を受ける際には予約が必要になりますが、予約が取りづらい・取れない場合には、埼玉県のホームページ上にアップされている「セルフチェックシート」をご記入の上、メール(goto-eat-saitama001@bsec.jp)又はFAX(048-649-4510)にて当事務局にお送りいただくと共に、予約予定日をご連絡ください。ご連絡をいただく事で、食事券利用可能加盟店とさせていただきます。（後日必ず認証を受けてください）

尚、上記手続きを行わず食事券の換金を行った場合、取扱加盟店登録を解除させて頂く可能性もございますので、予めご了承ください。

また、食事券利用期間が延長になる場合には改めて当事業公式ホームページ等でご案内させていただきます。

何卒、ご理解、ご対応の程よろしく願いいたします。



埼玉県 HP
彩の国「新しい生活様式」
安心宣言飲食店+



Go To Eat キャンペーン
埼玉 公式 HP

3.加盟店の管理及び連絡業務

2021年10月 Go To Eat キャンペーン再開について（メール）

件名：【重要なお知らせ】Go To Eat キャンペーン再開について

本文：

埼玉県 Go To Eat キャンペーン加盟登録店各位

平素は当キャンペーン及び当事務局に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、埼玉県 Go To Eat キャンペーンでは、プレミアム付き食事券のご利用を極力控えていただくようお願いして参りましたが、この度の緊急事態宣言解除及び新型コロナウイルスの県内感染状況を踏まえ、ご利用自粛要請を解除することとなりました。スケジュールは次の通りです。

2021年10月25日～ 販売済食事券利用再開

2021年11月4日～ 第二期食事券 WEB 受付・販売再開

2021年12月15日 食事券利用終了

ただし、今回の利用自粛要請解除の対象加盟店様は、

【彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）】の認証を受けている加盟店様とさせていただきます。

まだ認証を受けていない加盟店様は埼玉県のホームページよりお手続きください。認証を受ける際には予約が必要になりますが、予約が取りづらい・取れない場合には、埼玉県のホームページ上にアップされている「セルフチェックシート」をご記入の上、メール（goto-eat-saitama001@bsec.jp）又はFAX(048-649-4510)にて当事務局にお送りいただくと共に、予約予定日をご連絡ください。ご連絡をいただく事で、食事券利用可能加盟店とさせていただきます。（後日必ず認証を受けてください）

尚、上記手続きを行わず食事券の換金を行った場合、取扱加盟店登録を解除させて頂く可能性もございますので、予めご了承ください。

また、食事券利用期間が延長になる場合には改めて当事業公式ホームページ等でご案内させていただきます。

何卒、ご理解、ご対応の程よろしく願いいたします。

埼玉県 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html>

埼玉県 Go To Eat キャンペーン

<https://saitama-goto-eat.com/>

3.加盟店の管理及び連絡業務

2021年10月 Go To Eat キャンペーン再開について（購入者向けメール）

件名：【重要なお知らせ】Go To Eat キャンペーン再開について

本文：

埼玉県 Go To Eat キャンペーンプレミアム付食事券ご購入の皆様へ

埼玉県 Go To Eat キャンペーンでは、プレミアム付き食事券のご利用を極力控えていただくようお願いして参りましたが、この度の緊急事態宣言解除及び新型コロナウイルスの県内感染状況を踏まえ、ご利用自粛要請を解除することとなりました。スケジュールは次の通りです。

令和3年10月25日～

販売済食事券の利用自粛要請解除

令和3年11月4日～10日

第二期食事券 WEB 受付 ※予定販売数に達し次第終了

WEB 受付完了の2日後～令和3年11月15日

食事券購入・発券 ※詳細は購入方法のページをご参照ください

令和3年12月15日

食事券利用終了

今回の利用自粛要請解除の対象加盟店は、【彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）】の認証を受けている加盟店となります（認証店：本事業取扱加盟店の約92%）が、認証を受けていない加盟店においても、認証申請予定であれば対象となります。詳しくは各加盟店にお問い合わせください。

また、今後の情勢により第三期販売を設定する可能性もございます。その際には当ホームページにてお知らせいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。